# 令和4年度 兵庫県立松陽高等学校 学校防災マニュアル

# 目 次

•	. > +		_
i.	まじめに	こ、1目的、2基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	3予想さ	される災害、4気象警報・特別警報発表時の授業について、・・・・・・・・・・	4
Ę	5通機関	関が不通の場合について、6気象警報・特別警報発表時の定期考査について	
		り防災組織について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8	3災害時	寺の対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(1)	日頃の対応	
		①火災	
			8
	(2)	授業中の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
		①災害発生時の基本的な対処行動	
		O' " '	10
		③地震・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
		④風水害、津波等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
		⑤避難場所での人員点呼	
	(3)	休み時間の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
		①災害全般の避難誘導	
		②火災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
		③地震・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
			16
	(4)	登下校中の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	(5)	放課後・部活動時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	(6)	校外活動時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	(7)	下校時の対応(保護者・保護者に準ずる人への引き渡し)	
	(8)	学校に待機させる場合には	
	(9)	教職員の非常参集体制(在宅時対応)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
9	平常時	寺の対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(1)	施設・設備の安全管理・点検	
		①予防対策としての施設・設備の管理	
		②定期及び臨時の安全点検	
	(2)	施設・設備の安全点検の種類・頻度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(3)	安全点検チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
10	防災		24
		避難経路及び避難場所	
	(2)	地域と連携した防災(避難)計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	(3)		26
		①医療機関連絡先	
		②医療機関搬送時の手順、③緊急通報連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27

# はじめに

我が国は、自然災害が多発する地域に位置しているため、これまでにも地震・津波による被害が繰り返し発生してきており、今後も自然災害の発生は避けて通れません。地震発生時や津波からの避難行動・生徒の保護者等への引き渡し・学校での待機・学校施設が避難所になる際の協力体制などの課題に対して、早急な解決が望まれているところです。

学校保健安全法第29条に基づき、各学校では学校防災マニュアルが整備されていますが、マニュアルは机上で作成しただけでは不十分であり、マニュアルに基づいた訓練等が行われ、その結果からの課題を元に改善・改良を図り、実態に即した「実践的なマニュアル」にしなければなりません。PDCAサイクル (Plan:計画 Do:実施 Check:評価 Action:改善)を確立することが重要です。さらに、教職員の異動や地域の環境変化等に伴って見直すことも必要です。

このような主旨に基づき、本マニュアルが活用されることを期待します。

#### 学校保健安全法

第二十九条(危険等発生時対処要領の作成等)

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び 当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の 関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場 合においては、第十条の規定を準用する。

### 1 目的

- ・学校における災害発生時の対応等について教職員の役割等を明確にし、学校防災体制を確立する。
- ・家庭や地域・関係機関等に周知し、地域全体で地震・津波災害に対する意識を高め、体制整備の構築・推進を図る。

# 2 基本方針

- 安全な環境を整備し、災害の発生を未然に防ぐための事前の危機管理
- ・災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機 管理
- ・危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、 再発の防止を図る事後の危機管理

# 3 予想される災害

- ・火 災…調理による火の使用・ガス漏れ・電気器具や配線等の漏電によるもの、薬品 の混合等による出火が予想される。また冬季においては、石油燃焼器具から の出火も考えられる。
- ・地 震…建物の倒壊、電線の切断、棚・本棚等の転倒、道路の地割れ等が考えられる。
- ・風水害…台風・大雨による被害として道路の冠水、瓦・看板等の飛来物、停電等が考えられる。
- ・大 雪…通学時等において積雪・路面の凍結による転倒が考えられる。
- ・その他…上記以外に交通事故・ガス爆発・落雷等の不測の事態が考えられる。

# 4 気象警報・特別警報発表時の授業について

- ・午前7時現在、高砂市・加古川市・播磨町・姫路市のいずれかの地域に、大雨・洪水・暴風、大雪のいずれかの警報または特別警報が発表されているときは、生徒は自宅待機とする。
- ・午前8時までに上記警報・特別警報が解除された場合は、午前 10 時 40 分よりSHRを行い、3校時より授業を行う。
- ・午前8時より午前10時までの間に上記警報・特別警報が解除された場合は、午後1時15分よりSHRを行い、5校時より授業を行う。
- ・午前10時を過ぎても上記警報・特別警報が解除されない場合は、臨時休業とする。 ※居住地が上記の地域以外で、その地域に上記警報・特別警報が解除されない場合は 当該生徒は公欠とする。(欠席する旨を担任に連絡すること。)

# 5 交通機関が不通の場合について

山陽電車が不通の場合は、自宅待機とする。

- ・午前8時までに運行が再開された場合は、午前10時40分よりSHRを行い、3校時より授業を行う。
- ・午前8時より午前10時までの間に運行が再開された場合は、午後1時15分よりSHRを行い、5校時より授業を行う。
- ・午前10時を過ぎても運行が再開されない場合は、臨時休業とする。 ※IRのみが不通の場合は、平常通りの授業を行う。

### 6 気象警報・特別警報発表時の定期考査について

- ・午前7時現在、高砂市・加古川市・播磨町・姫路市のいずれかの地域に、大雨・洪水・暴風・大雪のいずれかの警報または特別警報が発表されているときは、臨時休業とする。
- ・警報または特別警報発表日の考査は、考査最終日の翌日に実施する。(考査期間が1日延 長されることになる。)

# 7 校内の防災組織について

班名	業務内容	主な必要物
対策本部 校長 教頭 事務長 教育推進課長 教育推進課	<ul> <li>・情報収集</li> <li>・校内放送等による連絡、指示</li> <li>・他班との連絡調整</li> <li>・非常持ち出し品を搬出</li> <li>・全ての生徒や教員に説明</li> <li>・市町の災害対策本部、教育委員会、PTA等に連絡</li> <li>・状況を判断し、必要な物資を要求</li> <li>・報道関係等、外部との連絡の承認</li> <li>・避難所日誌、教育委員会への報告書作成</li> <li>・応急対策の決定</li> <li>・緊急活動の停止時期の決定</li> </ul>	<ul><li>・学校防災</li><li>・学校防災</li><li>・学校の敷地図</li><li>・ラジオ・フンドで</li><li>・懐難所日本</li><li>・遊難所日誌</li><li>・トラン</li><li>・携帯電話</li></ul>
捜索・救護 進路指導課長 進路指導課 生徒指導課長 生徒指導課	・職員を2名1組からなる数チームに分け、それぞれ 特定の区域の行方不明者、負傷者の救出、救命にあ たる ・班員と常に一緒に行動する ・各教室、体育館、トイレ等のチェック ・負傷や危険箇所等の通報のチェック	<ul> <li>生徒声</li> <li>・拡ガイ中ル</li> <li>・懐へ安の事事</li> <li>・下で</li> <li>・下で</li> <li>・下で</li> <li>・下で</li> <li>・大学</li> <li></li></ul>

	・被害状況を把握(ライフライン)	• 消火器
安全点検・消火	・初期消火	・革手袋
女土尽快・何久	・安全点検	・軍手
総務課長	・施設等の構造的被害程度を調査し、対策本部に報告	・ヘルメット
総務課	・避難及び救助活動の支援	・安全点検
	・近隣の危険箇所の巡視	チェックリスト
緊急医療	・応急手当	・救急箱
※心区源	・医療援助を求めるかどうかの決定	・健康カード
保健課長	・負傷や応急手当の記録を取る	・担架
養護教諭	・応急手当用備品の確認	•水

		1. <del>1.</del>
	・関係医療機関への搬送、連絡	・毛布
		• AED
避難誘導・安否確 認保護者連絡 学年	<ul> <li>・揺れが収まった直後に、負傷の程度をできるかぎり的確に判断する</li> <li>・指定避難経路や別の経路を使って、避難させる</li> <li>・行方不明者、負傷者を本部に報告する</li> <li>・生徒の不安の緩和・電話連絡網、一斉メール送信、地域防災無線等での連絡</li> <li>・引き渡し場所の指定</li> <li>・保護者、保護者に準ずる人に、生徒を引き渡す作業</li> <li>・身元確認</li> </ul>	<ul><li>・クラスの出席簿</li><li>・集合場所の クラス配置図</li></ul>
応急復旧 教務課長 教務課	<ul><li>・被害状況を把握</li><li>・応急復旧に必要な機材等の調達、管理</li><li>・危険箇所の処理</li><li>・授業教室を確保</li><li>・明白な構造的被害や他の危険がある場所を立入禁止</li><li>・避難場所の安全確認</li></ul>	<ul><li>・ヘルメット</li><li>・被害調査票</li><li>・校内配置図</li><li>・ロープ</li><li>・標識</li></ul>
避難所支援 教育推進課長 教育推進課 総務課長 総務課 事務職員	・学校の場所がすぐ分かる所に班員を派遣し、保護者、消防隊、救助隊 警察、医療職員に適切な場所を指示 ・避難所の受付、名簿の作成、避難生活の状況を把握・ボランティアを希望する人の受け入れ準備・トイレ設備の準備 ・ゴミが衛生的に適切に処理されているかを確認・必要に応じて、配布するための食料、水、配給物を集める・避難所の統合、廃止の計画・関係機関への報告連絡(市職員から事務長に避難所が開設される旨の連絡が来る。その際に、体育館1階トイレ入口・体育館2階入口の内鍵を事前に開錠しておく。)	・マスタオ ・間仕切り ・では切り ・ではずり ・ではずり ・ではずるでは、ボールでは、ボールででででででででです。 ・ボールでででできる。 ・ボールでででできる。 ・ボールででできる。 ・ボールででできる。 ・ボールででできる。 ・ボールでは、できる。 ・デールでは、できる。 ・デールでは、できる。 ・デールでは、できる。 ・デールでは、できる。 ・デールでは、できる。 ・デールでは、できる。 ・デールでは、できる。 ・デールでは、できる。 ・デールできる。 ・デーと。 ・デールできる。 ・デールできる。 ・デールできる。 ・デールできる。 ・デールできる。 ・デールできる。 ・デールできる。 ・デールできる。 ・デールできる。 ・デールできる。 ・デールできる。 ・デールできる。 ・デールできる。 ・デールできる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 8 災害時の対策について

### (1) 日頃の対応

### ① 火災

#### ア防火管理者の任務

- 年度始めに防災計画を作成する
- ・防災訓練実施計画を作成し、実施する。
- 消防施設の点検、整備を行う。
- ・火気の使用や取り扱いに関する指導、監督を行う。

### イ 火元責任者の確認

- ・ 年度始めに火元責任者を明確にする。
- ・表にない区域については、適時その隣接の責任者が火気を取締る。

### ウ 応急復旧班の班長(教務課長)の任務

・日常の点検を行い異常のある場合は、直ちに管理者と連携を取る。

#### エ 対策本部 (教育推進課長) の任務

・非常時に備え、非常持ち出し品の表示・管理をする。

### オ 平常時の具体的点検・防火要領

- 消防施設の点検を火元責任者で月1回行う。
- ・その他の防火用機器の点検を事務室で年2回行う。
- ・必要に応じて臨時の点検を行う。
- ・防災機器の配置図を全職員に配布するとともに配置場所に常時表示 する。
- ・火元責任者は火気、電源、煙草の吸殻等について毎日点検する。
- ・避難路となる通路には非常時に備えて物などを置いていないか点検 する。
- ・非常口、脱出用シューター、防火扉がいつでも作動するように障害物を置いていないか点検する。また、適時点検を行う。
- ・防災マニュアルの内容を熟読し、生徒にも普段から折にふれて周知徹底しておく。
- ・ガスの元栓は、使用時以外は閉めておく。
- 生徒が勝手に火気に触れないよう指導しておく。
- ・消火訓練を徹底しておく。

### ② 地震

#### ア 身辺について

- ・倒壊の恐れのあるもの、落下の予想されるものの把握に努め、建具 などの転倒落下防止措置をしておき、被害を最小限に抑える。
- ・避難経路を塞ぐことがないように注意する。
- ・危険を伴う火気や薬品の使用と保管に十分注意する。
- ・立入禁止箇所の周知徹底を図る。
- ・緊急放送の点検、ハンドマイクの準備を常にしておく。
- イ 緊急時の避難場所の周知徹底を図るとともに、柔軟に対応 することも念頭に置いておく。
- ウ どのように行動すれば良いか、どう避難すれば良いかを徹 底しておく。
- エ 緊急時の家庭との連絡方法や、安否確認の場所を相互に確認しておく。

### オ 登下校について

- ・通学路を平素から家族に知らせておく。
- できるだけ友人と一緒に登下校をさせる。
- ・生徒手帳を身に付けさせ、身元が分かるようにする。
- ・大きな地震に遭遇したときは速やかに安全な所に避難するととも に、自宅に連絡を取る。

(安全な所とは、壊れそうな建物・石垣・塀等のない広い所、及び 指定緊急避難所などである。)

### ③ 風水害・津波等

#### ア 身辺について

- ・気象情報に注意する。
- ・屋根、雨どい、窓、外壁等の修理を早めにする。
- ・アンテナ、植木、ゴミ箱等の倒れやすい物を固定する。
- ガラスの飛散防止措置を行う。
- ・側溝の清掃をしておく。
- ・浸水しやすい箇所を確認しておく。

- イ 気象警報・特別警報等の発表による生徒の休業や始業時刻 の繰り下げ等の対応は規定を原則とし、途中下校について は臨機応変の指導を行い、県教育委員会に報告する。
- ウ 異常気象の場合の生徒の登校については、生徒手帳により 十分な理解を与え、危険が予想される時の生徒の慎重な行 動を促す。

# (2) 授業中の対応

### ① 災害発生時の基本的な対処行動

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
<ul> <li>・地震では、教室内の蛍光灯、テレビ等が落下したり、棚、掃除ロッカー等が転倒するとともに、窓ガラスが割れる。</li> <li>・生徒が不安や恐怖に襲われ、泣き叫ぶ等の反応が起きて教職員の指示が行き届かなくなる。</li> <li>・生徒が混乱のあまりに外に飛び出そうとする。</li> <li>・教職員、生徒が負傷し、動けなくなる。</li> </ul>	「一次的安全確保」 ・頭部の保護をし、自らの安全確保を指示するとともに、生徒が安心するよう声掛けを行う。(「大丈夫」「落ち着いて」等」) 「二次災害の防止」 ・転倒、落下の恐れのある物から生徒を遠ざける。 ・火気の始末 ・避難誘導に関する校内放送を行う。	<ul> <li>・喋ったり、騒いだりせず、教職員の指示に従う。</li> <li>・建物内では落ち着いて迅速に行動し、押したり、走ったりしない。</li> <li>・特に階段での行動を慎重にする。</li> <li>・建物外に出ると駆け足で行動する。</li> <li>・自分勝手な行動を取らない。</li> </ul>
	「協力的行動」 ・対策本部から何らかの指示のない場合は、教職員自らの判断で、臨機応変に指示を出し生徒を避難させる。 ・避難場所で点呼確認を教職員が行う。	

### ② 火災

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
火災が発生した時	(1) 初期消火に当たる。 生徒を落ち着かせ、 安全を確認しながら周 りの者と協力し、初期 消火に当たる。	・教師の指示に従い、初期消火に当たる。
	<ul><li>(2) 火災発生を早く知らせる。</li><li>職員室へ知らせ、すぐに119番をする。</li></ul>	<ul><li>連絡に走る。</li><li>・周りに知らせる。</li></ul>
天井に火が燃え移った時	<ul> <li>・天井に火が燃え移ったらその場所から避難する。</li> <li>(3)火災発生の校内放送を行う。 「○○で火災発生。速やかにグラウンドへ避難しなさい。」</li> <li>・教室内で教職員が指示。「落ち着いて、ハンカチを持って喋らず避難しなさい。」</li> </ul>	・防火扉が閉まった後に脱 出する時は、脱出用扉か ら出る。
炎が燃えさかる、煙が充満 した時	(4) 逃げ遅れた者がいた ら近くの消防隊員に 知らせる。	<ul><li>・姿勢を出来るだけ低く し、煙を吸わないように ハンカチやタオル等で口 を覆い避難する。</li><li>・一度逃げたら絶対に元の 場所に戻らない。</li><li>・躊躇せずに炎の中を一気 に駆け抜ける。</li></ul>

### 消防署への通報順序

- 1 火災であること。(救急車出動要請と区別するため。)
- 2 高砂市曽根町2794番地の1 松陽高等学校であること。
- 3 正確な火災地点と現状 ※消火した場合も必ず通報すること。

# ③ 地震

予想される状況		
178.64.50102	教職員の指示・対応	生徒の行動
大きな揺れが続いている時	(1) 机の下に潜らせる。身を隠す	・机の下に潜り身を
・教室内では天井、壁、蛍光灯等	ところがない場合は、落下の	隠し、机の脚をし
が落下し、掃除ロッカーが転倒	予想される物から離れ、身近	っかり持つ。
するとともに窓ガラスが割れ飛	にある本や鞄等で頭部を覆い	・出来ない場合は落
散する。	保護させる。	下の予想される物
・視聴覚教室では、オーディオ機・	・生徒が安心するような声を掛け	から離れ、本や鞄
器が落下する。	続ける。	等で頭部を覆う。
・音楽教室ではピアノが移動す	・落下物を避けるため、中央に寄	・落下物に注意しな
る。	せるように指示する。	がら中央に寄り、
・美術教室では、額縁、彫刻等が・	・棚から離れ、中央に寄るように	身の安全をはか
落下する。	指示する。	る。
・図書室では本棚が転倒し、書物		
が散乱する。		
・体育館では水銀灯、蛍光灯、椴		
帳、スピーカーが落下し、ピア		
ノが移動する。		
・グラウンドでは、地割れ、陥没		
が起こる他、フェンス、バック		
ネット、門柱、国旗掲揚柱が倒		
壊する。		
・暖房器具の転倒により、火災が		
発生する。		
・調理教室、食堂等では使用中の		
ガスにより、火災が発生する。	(2) 火気の消火は、生徒の安全を	・教職員の指示に従
・化学教室では、薬品の落下によ	第一として、指示対応する。	う。
り火災が発生し、危険物が飛散・	・火を消す。ガスの元栓を閉め	
する。	る。電気器具のコンセントを抜	
	<.	
揺れが収まった時	(3) 地震発生の校内放送を行う	・教職員の指示を良
	「揺れが収まりました。電気を	く聞き、消火に当
	切り、ガスの元栓を閉め、脱	たる。
	出口を作りなさい。負傷者の	・指示通り避難行動
	有無を確認し、速やかにグラ	を取る。
	ウンドへ避難しなさい。」	

### ④ 風水害·津波等

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
台風、集中豪雨に関する警	生徒が在校中の時	・窓を閉める。
報、特別警報が発表された	・教室の窓、カーテンを閉めさせ	・教室内のカーテン
時	<b>ప</b> 。	を閉める。
	・風雨の状況や気象情報に注意を	・指示に従い帰宅す
	払い、安全を確認し帰宅させ	る。
	る。	
	・風雨が激しく帰宅できない場合	
	は、しばらく教室で待機させ	
	る。	
集中豪雨が発生した時	(1)雨の降り方、巨大な黒い雨	・ 窓を閉める。
(狭い地域に突発的に降ることも	雲の群、雷鳴に注意する。	・校内放送後、速や
あるため、予想困難な場合があ	(2) 対策を校務運営会教職員で	かに教室に入り、
る。)	協議する。	静かに教職員の指
(警報が発表されない場合も予想	(3)校内放送を行う。	示を待つ。
される。)		

# ⑤ 避難場所での人員点呼

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
・災害発生後はパニック状況の場合が多い。	<ul><li>集合した生徒を落ち着かせるとともに、喋らず、 静かに座らせる。(勝手な行動を取らせない。)</li></ul>	<ul><li>・集合したら授業中はHR ごとに、放課後は部ごと に整列する。</li><li>・腰を下ろし、低い姿勢を 取る。</li></ul>
・出席状況が流動的である。	・担任は点呼を行う。 ・各学年主任は、学年の点呼結果を教頭に報告する。 ・全結果を教頭が校長に報告する。(負傷者・遭難者の状況も報告する。) ・職員の点呼は、各学年、課でまとめ、教頭に報告する。	
・遭難者の可能性がある。	La company of the tree of the	
・地震発生後は余震による強い揺 れが再び発生する可能性があ る。	・点呼の結果、遭難者の可能性がある時は、安全を確かめながら安否確認班が生徒の捜索を行う。	

・	<ul><li>・指示を受けて、事後の行動を起こす。</li><li>・勝手に移動したり、下校したりしない。</li></ul>
---	--

# (3) 休み時間の対策

# ① 災害全般の避難誘導

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
・生徒の掌握が難しい。	(1)校内放送により災害 に応じた適切な指示 を行う。	・冷静な態度で行動し、安全を確認しながら避難場所へ行く。
・教職員が近くにいないことから 不安と恐怖を感じ、泣き叫ぶ 等、混乱に陥りやすい。	(2) 担当の教室や場所に すぐに駆け付け、生 徒を誘導する。	・教職員が到着すれば、指示に従う。
・不安や恐怖心から、勝手に帰宅	<ul><li>(3) 冷静に落ち着いた態度で、的確な指示 (押すな・走るな・ 喋るな等) をする。</li></ul>	
する生徒がいる。	後は授業中の時と同じ	・勝手に帰宅しない。

# ② 火災

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
火災が発生した時	(1) 火災発生の知らせを 聞いたらすぐに現場 に駆け付け、現場の 状況判断をする。そ して、近くの生徒に 職員室へ知らせに行 かせ、すぐに119 番をするように伝え る。	・教職員に知らせる。
	(2) 初期消火に当たる。 生徒を落ち着かせ、 安全を確認しながら周 りの者と協力し、初期 消火に当たる。	
天井に火が燃え移った時	<ul> <li>・天井に火が燃え移ったらその場所から避難する。</li> <li>(3)火災発生の校内放送を行う。 「○○で火災発生。速やかにグラウンドへ難しなさい。」</li> <li>・担当の教室や場所にすぐに駆け付ける。</li> <li>・教室内で教職員が指示。「落ち着いて、ハンカチを持って喋らず避難しなさい。」</li> </ul>	・放送時に教職員がその場 にいない場合は、放送の 指示に従い、委員長を中 心にまとまって安全に避 難行動を行う。
炎が燃えさかる、煙が充満 した時	(4) 逃げ遅れた者がいた ら近くの消防隊員に 知らせる。	<ul><li>・姿勢を出来るだけ低くし、煙を吸わないようにハンカチやタオル等で日を覆い避難する。</li><li>・一度逃げたら絶対に元の場所に戻らない。</li><li>・躊躇せずに炎の中を一気に駆け抜ける。</li></ul>

# ③ 地震

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
大きな揺れが続いている時	(1)近くにいる生徒に	
・廊下では、窓ガラス、蛍光灯が落下	声を掛けて、適切	・廊下では落下物を避
し、掃除ロッカーが倒れる。	な指示を出す。	け、近くの教室の机に
		隠れ机の脚を持つ。
・渡り廊下では、接合部の破損などが起	建物内にいた場合	
こり、通行不能になる。	・落下物を避け、机の	
	下に潜らせて身を守	
<ul><li>トイレでは、個室のドアが開かなくな</li></ul>	らせる。	
る。		<ul><li>トイレでは、ドアを開</li></ul>
	建物外にいた場合	くようにして動かずに
	・落下物に注意しなが	いる。
・階段が崩壊し、廊下が転倒物で通行不	ら、建物から出来る	
能になる。	だけ離れさせる。	・階段では壁に身を寄
		せ、頭部を保護しなが
		ら低い姿勢を取る。
・グラウンド等に地割れが生じる。		
		<ul><li>グラウンドで地割れが</li></ul>
・図書室では本棚が転倒し、書物が散乱		生じた場合、状況に応
する。		じて安全な場所に避難
		する。そして、建物か
・保健室では、収納庫が転倒し、医薬品		ら出来るだけ離れる。
が散乱する。		
		・近くに教職員がいる場
・職員室、体育教官室、進路指導室、会		合は、その指示に従
議室では、本棚、書類ロッカー、冷蔵		う。
庫等が転倒し、コンピューターが落下		
するとともに、机が大きく移動する。		
揺れが収まった時	(2) 地震発生の校内放	・教職員が駆けつけるま
	送を行う。	で勝手な行動は取らな
	「揺れが収まりまし	<i>\</i> \ <u>'</u>
	た。教職員が駆けつ	
	けるまで、教室に待	後は授業中の時と同じ
	機しなさい。」	
	About Indiana	
	後は授業中の時と同じ	

### ④ 風水害·津波等

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
台風、集中豪雨に関する警報、特別警報が発表された 時	(1)対策を校務運営会教職員で 協議する。 (2)校内放送を行う。 「生徒はHR教室に入りなさ い。」	<ul><li>校内放送後、速やかに教室に入り、 かに教職員の指示を待つ。</li></ul>
	<ul> <li>・教室の窓、カーテンを閉めさせる。</li> <li>・風雨の状況や気象情報に注意を払い、安全を確認し帰宅させる。</li> <li>・風雨が激しく帰宅できない場合は、しばらく教室で待機させる。</li> </ul>	・窓を閉める。 ・教室内のカーテン を閉める。
集中豪雨が発生した時 (狭い地域に突発的に降ることも あるため、予想困難な場合があ る。) (警報が発表されない場合も予想 される。)	<ul><li>(1) 雨の降り方、巨大な黒い雨雲の群、雷鳴に注意する。</li><li>(2) 対策を校務運営委員会教職員で協議する。</li><li>(3) 校内放送を行う。</li></ul>	<ul><li>・窓を閉める。</li><li>・校内放送後、速やかに教室に入り、静かに教職員の指示を待つ。</li></ul>

# (4)登下校中の対応

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
・登下校中の生徒と 下校で、下登校、到着な状で、 をでは、多様なれる。 ・教職員も同様は が予想される。 ・教職員ものでは、 ・教職のでは、 ・教をのでは、 ・教のでは、 ・、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	・災害発生後、在校の教職員で生徒の避難誘導、安否確認を行う。	・地震の時、落下物、倒壊物を 瞬時に予想し、出来るだけ安全なところに身を置き、軸を 項に置く。 ・交通機関利用中は、車掌、運 転手、駅員の指示に従う。 ・倒壊する恐れのある、塀、石 垣、自販機、電柱、落下ガラス、橋の上、垂れた電線、ガスの臭いの強い箇所等は避けて、避難をする。 ・あらかじめ決められた避難場所に避難する。 ・自宅が近い時は自宅へ、学校が近い時は学校へ一旦避難することも考える。
<ul><li>既に登校した生徒も、校内の様々な場所にいると思われる。</li><li>その後、登校する生徒がいる。</li></ul>	<ul><li>・その後、登校する生徒、下校途中に引き返した生徒を保護する。</li><li>・同時に、在校する教職員で、消火や生徒の捜索に当たる。</li></ul>	・既に登校している生徒は助け 合って避難し、点呼を受け る。
・勝手に下校する生徒がいる。	<ul> <li>・学区の被災状況を可能な限り調べ、危険の予想される生徒については、帰宅させずに保護者に引き渡すまで保護する。また、引き渡し方法を事前に打ち合わせしておく。</li> <li>・可能な方法を駆使して、安全に配慮しながら、全生徒の安否確認をする。電話が不通の時は、組織的に家庭訪問、避難所訪問を行う。</li> <li>・通勤中や出張等、学校に不在の教職員は臨機応変に行動しながら、可能な限り出勤し対応する。</li> <li>・また、出勤出来ない時は、可能な限り連絡を取る。</li> </ul>	・あらかじめ指示された方法 (放課後と同じ)で下校す る。 ・勝手に下校しない。

# (5) 放課後・部活動時の対応

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
	<ul> <li>・地震発生時、顧問、担任は、落下物を避け、安全な空間に身を置くように生徒に指示する。</li> <li>・揺れが収まり、他の災害時にも、すぐに火気(電源・ガス等)の始末をして、緊急放送によって避難場所への避難を呼び掛ける。また、放送設備が使用不可の時は、手分けしてハンドマイクなどで呼び掛ける。</li> </ul>	<ul> <li>・地震発生時、教室にいる生徒は、落下物やガラスを避けて机の下に潜り身を隠し、机の脚をしっかり持つ。</li> <li>・体育館にいる生徒は周辺のガラスに注意して中央に避難する。また、周辺路上にいる生徒は倒壊する恐れのある、塀、石垣、自販機、電柱、落下する恐れのある看板、ビルのガラス、橋の上、垂れた電線、ガスの臭いの強い箇所等は避けて、避難をする。</li> </ul>
・部活動の活動 場所や付き添い、顧問の有無、残留生徒の状況等、正確に判断することが求められる。	・活動中の顧問、担任が生徒の場所を離れる時は、近くにいる他の顧問に声を掛けるとともに、生徒の万が一の対応を平時より行っておく。	
<ul><li>単独行動をしている生徒、教職員の存在が予想される。</li></ul>	<ul><li>・避難生徒の点呼を行い、対策本部の 指導の下、全施設の残留生徒の確認 を行う。特にトイレの施設に配慮す る。</li><li>・負傷者の搬送、看護に全力を挙げ る。</li></ul>	・避難場所で確実な点呼と安全点検を団体ごとに行う。
	<ul><li>・あらかじめ家庭と打ち合わせた方法によって下校指導を行う。また、担任不在時の連絡方法を学校全体で周知しておく。</li><li>・様々な事情で在校している生徒に対して、教職員で安全保護に当たる。</li><li>他は授業中と同じ</li></ul>	<ul><li>・あらかじめ指示された方法(放課後と同じ)で下校する。</li><li>・勝手に下校しない。</li></ul>

### (6) 校外活動時の対応

校外活動	対応	
遠足の時	<ul><li>・近隣の学校等の避難所に避難する。</li><li>・あらかじめ、緊急連絡先、緊急避難先、本部所在地等を周知徹底しておく。</li></ul>	・災害発生直後の対応 は、他の災害の場合と
修学旅行の時	<ul><li>・宿舎、旅行社、交通機関と連絡を取り、 迅速に安全な場所に避難する。また、計 画段階で現地、移動途中の避難場所等の 確認を行う。</li><li>・あらかじめ、緊急連絡先、緊急避難先、 本部所在地等を周知徹底しておく。</li></ul>	同じ。 ・移動途中の時は臨機応変の対応を取るように、あらかじめ生徒に指示するとともに、現地、学校、家庭とで並
文化鑑賞会の時	・あらかじめ、緊急連絡先、緊急避難先、 本部所在地等を周知徹底しておく。	行して点呼、安否確 認、連絡等の対応を迅 速に行う。
部活動の時	・主催団体や相手校の指示を受ける。	なたしま ン。

### (7) 下校時の対応(保護者・保護者に準ずる人への引き渡し)

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
・保護者、保護	・出会えた場合、連絡を学校に入れるように指示す	・出会えた場合、学
者に準ずる人	<b>る</b> 。	校に連絡を入れ
と連絡が取		る。
れ、自宅、避		
難場所等で落	・出会えなかった場合、避難所、学校で待機する。	・出会えない場合、
ち合うように		避難所、学校で待
なる。		機する。
	・安全が確認されるまでは学校で待機させる。	<ul><li>指示があるまで学</li></ul>
• 保護者、保護	・自宅、避難所、事前に打ち合わせさせた場所に安	校で待機する。
者に準ずる人	全に行ける場合は、必要最低限の物だけを持って	
と連絡が取れ	行かせる。	
ない。	・交通の途絶状態、道路の安全状態を良く確認す	
	<b>る</b> 。	

### (8) 学校に待機させる場合には

地震発生、気象警報・特別警報発表時による学校等での待機は、状況により長時間に及ぶことも考えられる。生徒を待機させる場合には、下記の点に留意する。

- 不安や恐怖を訴える生徒には、教職員が寄り添い心のケアにあたる。
- ・待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応等も考えておく必要がある。
- ・校外に避難する場合、冬などは、防寒の対策を取っておく必要がある。

# (9) 教職員の非常参集体制(在宅時対応)

北学之生从出	学区内の電中	生不难动	児童生徒	走在宅時の連絡
非常参集体制	学区内の震度	安否確認	電話連絡が可能	電話連絡が不可能
第四次参集	震度6弱以上	する	電話連絡	家庭訪問•避難所訪問
第三次参集	震度5強	9 3	HPでの通知	HPでの通知
第二次 <del>多果</del>	震度5弱	状況判断	メール配信	メール配信
第二次参集	震度4(被害あり)	しない	行わない	
第一次参集	震度4(被害なし)	U, L, V,	1	14ンゲム ,

非常参集体制	該当する職員
第四次参集	全職員
	災害時に片道1時間以内で通勤できる職員
第三次参集	及び
	校務運営委員会教職員

# 9 平常時の対策

### (1) 施設・設備の安全管理・点検

① 予防対策としての施設・設備の管理

非構造部材の落下等からの被害を防ぐ具体的な予防対策を取るとともに 災害発生時に使用する施設・設備の定期点検を行う。

- •非構造部材の落下、転倒、移動、飛散防止
- ・放送設備、脱出用シューター、消火栓、消火器等の定期点検及び使用方法の研修
- ・防災設備、防災機器等の配置図の掲示
- ・災害発生時や待機時に必要な備品や備蓄

### ② 定期及び臨時の安全点検

安全点検では、実施計画を作成し、実地見分により、定期的・臨時的・日常的に行うことや、校区内の地形や地盤等の条件を検討し、災害発生時における被害等を予測して、その対策(複数の避難場所や避難経路・備蓄の保管場所の設定等)を立てて点検しておく。

### ア 校内の第一次避難場所へ避難する経路の安全点検

- ・避難経路となる廊下や階段、出入口等には、避難の障害となる荷物を置かない。
- ・やむを得ず置く場合は、ロッカー等は倒れないように固定する。
- ・校舎の一部損壊を想定した複数の避難経路の設定、校内放送設備が使用 不能になった場合の緊急連絡、避難誘導の方法の連絡

### イ 校外の第二次避難場所へ避難する経路・通学路等の安全点検

- ・災害発生時の校外への避難、登下校時の災害発生に備えて、通学路及び 避難経路の定期的な安全確認の実施(造成や道路工事等による地域の変化 に応じて点検を行う)
- ・通学路、避難経路及び避難場所の危険箇所の確認(ブロック塀、看板、自動販売機、水害時に浸水、冠水の恐れのある道路)
- ・通学路の近くにある広域避難場所の確認

### (2) 施設・設備の安全点検の種類・頻度

安全点検の対象である学校施設等は、使用頻度・管理状況・時間の経過など様々な要因により 思わぬ異常をきたすことがあるため、学校保健安全法施行規則では、下記の表のように定期的・ 臨時的・日常的に行う安全点検について示されている。

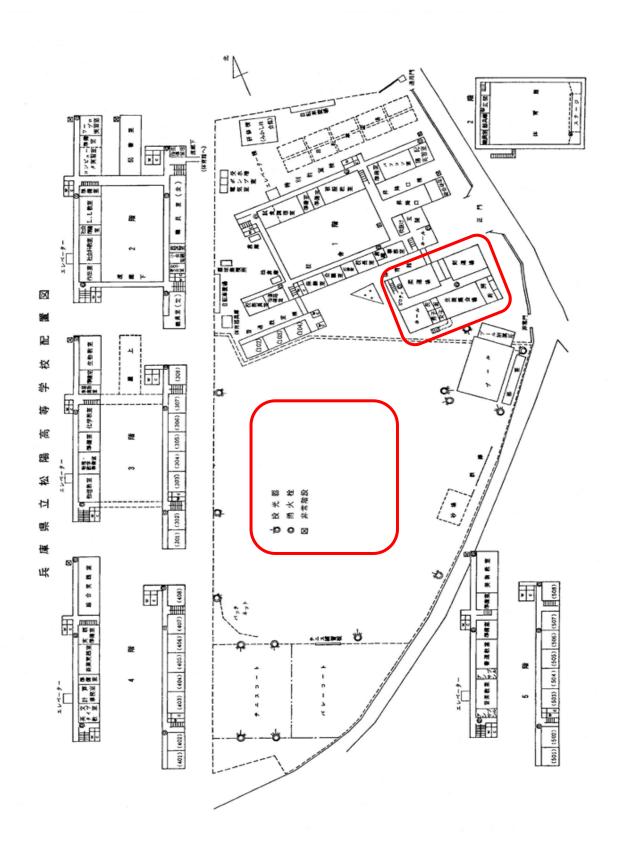
安全点検の 種類	時間・方法等	対象	法的根拠等
定期の 安全点検	毎学期1回以上 計画的・教職員全員が 組織的に実施	生徒等が使用する施設・整備・防火・防 災・犯罪に関する設備 などについて	毎学期1回以上、幼児・児童・生徒・学生が通常時に使用する設備・設備の異常の有無について系統的に行わなければならない(規則28条第1項)
<b>女主</b> /M·R	毎月1回 計画的・教職員全員が 組織的に実施	生徒等が多く使用する と思われる校地・運動 場・教室・特別教室・ 廊下・昇降口・ベラン ダ・階段・便所・手洗 い場・食堂等	明確な規定はないが、 各学校の実情に応じ て、上記(規則28条 第1項)に準じて行わ れる例が多い
臨時の 安全点検	必要があるとき ・体育祭、文化発表会等の学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪(侵入や放火など)の発生時など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨 時に、安全点検を行う (規則28条第2項)
日常の 安全点検	毎授業日ごと	生徒等が最も多く活動 を行うと思われる箇所 について	設備等について日常的 な点検を行い、環境の 安全確保を図らなけれ ばならない(規則29 条)

# (3) 安全点検チェックリスト

.br di	e 供車	_ ~		レック・	リスト					1	
<u>点を</u> L常は認められない、または対象 L常かどうか判断がつかない、タ	表現 <del>本</del> 変済み }からない		点検日		49	和年	月	日( ) 古典安全		管理	号
らかな異常が認められる			L			44 /L-14 977 W					
				a b	脱落	変形	制産	ひび・破損	支質		
	点 模 項 目	点 検 方 法	点検の 種類	物土 の・ 繁落	ず無が落 れている いる	が曲歪た傾凹 タがんわいん つってんてでい いているいる	膨ふ刺 らかが んふかて	切破折割ひれれれび てててて割 いいいれ	シ 歯が ない ない ない	点検結果 (A・B・C) ※該当 結果にO	特記事項 (具体的な 具常値所 状態等)
産業物の主要部材											
コンクリート	事故となりそうな部分はないか。	目視·無診	劣化・危険							A · B · C	
	木造の外部に面する柱、果等の構造部材に著しい腐食・蟾害・変形等 はないか。	目視	劣化・耐震性							A · B · C	
	建物外壁に沿ってメンテナンス道路		快適性							A · B · C	
プロック研等	か確保されているか。 堺に傾き・ひび割れ等の異常は見 当たらないか。	目視	危険·耐震性							A · B · C	
										A · B · C	
	■根の異常・未清掃箇所は見当た らないか。	目視	劣化・快速性							A · B · C	
										A · B · C	
	外壁に浮き・ひび割れ等の異常は 見当たらないか。	目視・触診	隽化							A · B · C	
	(庇・軒・パルコニー等を含む)									A · B · C	
	南水の侵入や結構水が溢れた痕はないか。							1			
<b>E</b>	窓の開閉時に引っかかる・着しく重	目視・触診	劣化・使用方法							A · B · C	
ガラス	ガラスのひび割れ等の異常は見当		劣化·危険							A · B · C	
窓ガラス周辺	地震時に衝突する恐れのある物を	目視	使用方法							A · B · C	
桐戸	網戸に破れ・たわみ等の異常は見 当たらないか。		劣化							A · B · C	
クレセント等	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。 教室の扉など、内部差異に変形・腐	日担. 無数	使用方法							A · B · C	
罪・ドア	かる・著しく重い等の異常はない か。	10. MP	劣化・使用方法							A · B · C	
	者しく重い等の異常はないか。		使用方法							A · B · C	
手措	金属製手摺や木製手摺に錆びやさ さくれ等の劣化は見当たらないか。 集中豪雨・台風・大雷などの悪天候	目視	危険·劣化							A · B · C	
<b>起大铁时</b>	時に異常が見当たらないか。									A-B-C	
	天井村(天井仕上げポード・モルタ										
天井	異常は見当たらないか。	目視								A · B · C	
内壁	見当たらないか。		9516							A · B · C	
床	は見当たらないか。	目視・無診									
床(フローリング)	プローリングに浮き・ささくれ等の異常は見当たらないか。 ホールや食堂等に用いられている								$\overline{/}$	A · B · C	
床(貼り床) その他	ホールや医室等に用いられている 貼り床等の劣化は見当たらないか。	ł	危険・劣化							A·B·C	
天吊りテレビ	M / M 4 to M   D   D   D   D   D   D   D   D   D		危険·劣化 劣化						/	A · B · C	
	テレビ本体は天吊りのテレビ台に固									A·B·C	
棚置きテレビ・パソコン等	テレビ本体は天吊りのテレビ台に固 定されているか。 テレビ・パソコン等の転着・落下防 止対策を酸じているか。									A · B · C A · B · C	
棚置きテレビ・パソコン等 キャスター付きのテレビ合等	テレビ本体は天吊りのテレビ台に国 定されているか。 テレビ・パソコン等の転落・落下防 止対策を酸じているか。 テレビ台や電子無板・キャスター付 さの台等の参助・取倒防止対策を		劣化							A · B · C A · B · C	
	テレビ本体は天吊りのテレビ合に個 度されているか。 テレビ・パソコン等の転落・落下防 上対策を限じているか。 テレビ合や電子展板・キャスター付きの台等のの等略、転倒的上対策を 閉じているか。 ピアノ等に売り・転側防止対策を勝	目視・独診	劣化							A · B · C A · B · C A · B · C	
キャスター付きのテレビ合等	テレビ本体は天吊りのテレビ合に国 度されているか。 テレビ・パンコン等の転落・落下防 止対策を観じているか。 テレビ会や電子系を・キャスター付 きの合等の等階・転倒防止対策を 観じているか。 ビアン等に滑り・転倒防止対策を観 じているか。 書棚・素品器・ロッカー等は取付を 長で壁やまたに国家とでいるか。	目視・触診	劣化							A · B · C A · B · C A · B · C A · B · C A · B · C	
キャスター付きのテレビ合等	テレビ本体は天吊りのテレビ合に国 定されているか。 テレビ・パソコン等の転導・落下防 止対策を観じているか。 テレビ会や壁子高級・キャスター付 きの合等の移動・転倒防止対策を 観じているか。 ピアン等に滑り・転倒防止対策を 関じているか。 番棚・薬品等・ロッカー等は取付金 長で壁や底に国産しているか。 棚の上に重量物を置いていないか。	目視・触診	劣化							A · B · C A · B · C	
キャスター付きのテレビ台等 ピアノ等 調・ロッカー等	テレビ本体は天吊りのテレビ合に国 度されているか。 テレビ・パンコン等の転落・落下防 止対策を観じているか。 テレビ会や電子系を・キャスター付 きの合等の等階・転倒防止対策を 観じているか。 ビアン等に滑り・転倒防止対策を観 じているか。 書棚・素品器・ロッカー等は取付を 長で壁やまたに国家とでいるか。	目視・触診	劣化							A · B · C A · B · C	
キャスター付きのテレビ台等 ピアノ等 棚・ロッカー等 棚の複載物	テレビ本体は天吊りのテレビ合に関 定されているか。 テレビ・バンコン等の転落・落下防 止対策を譲じているか。 テレビ・インター付きの台等の等物・転側防止対策を 観じているか。 展側になるが、転側防止対策を しているか。 番棚・飛品棚・ロッカー等は取付金 長で整や底回渡しているか。 棚の上に重量物を置いていない 本品の等等の破損・飛び出し防 上対策を開じているか。	目視・触診	劣化 耐震性 使用方法							A · B · C A · B · C	
キャスター付きのテレビ会等 ビアノ等 棚・ロッカー等 棚の複載物 薬品棚の収納物	テレビ本体は天吊りのテレビ合に園 定されているか。 テレビ・パンコン等の転落・落下防 止対策を聴じているか。 テレビ・インをで用る。キャスター付 きの合等の等物・転側防止対策を 聴じているか。 ビア・等に用り・転側防止対策を しているか。 番棚・無点場・ロッカー等は取付金 長で整や床に間変していなか。 棚の上に重量物を使いていない 、 原の容等等の破損・飛び出し防 止対策を関しているか。 原列等具に変形・放金等の異常は 見当たらないか。 もっきで一点灯などは見当たらないか。		男化 耐震性 使用方法 耐震性・使用方法							A · B · C A · B · C	
キャスター付きのテレビ会等 ビアノ等 棚・ロッカー等 棚の複葉物 薬品棚の収納物  顧明  欧送檀春・体育春具 (ブェンス・サッカーゴール 鉄棒・遊具等)	テレビ本体は天吊りのテレビ合に国 定されているか。 テレビ・パンコン等の転落・落下防 エリ では、一大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	目視・作動	男化 耐震性 使用方法 耐震性・使用方法							A · B · C A · B · C	
キャスター付きのテレビ合等 ビアノ等 棚・ロッカー等 棚の複載物 素品棚の収納物	テレビ本体は天吊りのテレビ合に国 定されているか。 テレビ・パンコン等の転落・落下防 エリ では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、 を関しているか。 を関しているか。 を関しているか。 を関しているか。 を関しているか。 を関いているか。 を関いているか。 を関いているか。 を関いているか。 を関いているか。 ののには、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	目視・作動	劣化 耐震性 使用方法 耐震性・使用方法 劣化・快適性							A · B · C A · B · C	
キャスター付きのテレビ合等 ビアノ等 棚・ロッカー等 棚の複載物 薬品棚の収納物  顧明 放送機器・体育器具 (フェンス・サッカーゴール 鉄棒・波具等)	テレビ本体は天吊りのテレビ合に園 定されているか。 テレビ・パンコン等の転落・落下防 上対策を接近でいるか。 テレビの管子高級・キャスター付 きの合等の等物・転側防止対策を 競しているか。 ピア・等に用り・転側防止対策を 観じているか。 書源・悪点器・ロッカー等は取付を 表で整つ場合・ロッカー等は取付を 表で整つ場合・ロッカー等は取付を が、 類の表書等の破損・飛び出し防 上対策を設しているか。 原明器具に変形・資金等の異常は 見当たらないか。 ちらつきや不息灯などは見当たらないか。 不体の傾きや取付金具の資金・破 損等は見当たらないか。 方とのであるか、ガス書れ書報数 電等は正常に作動しているが。 周リに引火物はないか、安全教置 は作動するとが、ガス書れ書報数 電等は正常に作動しているの。 展別・第下・遂出することはないか。 版例・第下・遂出することはないか。 版例・第下・逐出することはないか。 版列・第下・逐出することはないか。	目視·作動 目視·触診	劣化 耐震性 使用方法 耐震性・使用方法 劣化・快適性							A · B · C A · B · C	
キャスター付きのテレビ合等 ビアノ等 棚・ロッカー等 棚の複数物 素品棚の収納物  順明 放送機器・体育器具 (フェンス・サッカーゴール 数律・波長等) ガス 石油・ガスストーブ	テレビ本体は天吊りのテレビ合に関 定されているか。 テレビ・バンコ等の転落・落下防 エ対策を競じているか。 テレビ・バンコ等の転落・落下防 エ対策を競じているか。 でしているに乗り、転側防止対策を 関じているか。 はアルダーボット、転側防止対策を 関じているか。 4個・原本・ロッカー・特に取付金 通の上に重量が高いでは、取付出し防 上対策を観じているか。 個の上に重量が高いでは、 のでは、大力・ないか。 最の事悪等の破壊、飛び出し防 上対策を観じているか。 最が最悪しているか。 最が最悪しているか。 「最いに、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・では、大力・できない。 同りに、引火物はないか。「スターできない。」 「スターできない」、「スターできないか。「スターできないか。」 「スターできないか」、「スターできないか。「スターできないか。」 「スターできないか」、「スターできないか。「スターできないか。「スターできないか。」 「スターできないか」、「スターできないか」、「スターできないか。「スターできないか」、スターできないかり、スターできないかり、スターできないか。「スターできないか」、「スターできないか」、「スターできないか」、「スターできないか」、「スターできないか」、「スターできないか」、「スターできないか」、「スターできないか」、「スターできないか」、スターできないかりできないかりできないかりできないかりできないかりできないかりできないかりできないかりできないかりできないかりできないかりできないかりできないかりできないかりできないかりできないかりできないかりできないかりできないかりできないかり	目視·作動 目視·触診 目視·作動	秀化 耐震性 使用方法 耐震性・使用方法 った・快温性							A · B · C A · B · C	
キャスター付きのテレビ会等 ビアノ等 棚・ロッカー等 棚の複載物 薬品棚の収納物	テレビ本体は天吊りのテレビ合に関 定されているか。 テレビ・バンコ等の転落・落下防 エカリッとでは、一大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・	目視·作動 目視·作動 目視·作動	男化 耐震性 使用方法 耐震性・使用方法 分化・快速性 危険・劣化							A · B · C A · B · C	
キャスター付きのテレビ会等 ピアノ等 棚・ロッカー等 棚の複載物 薬品棚の収納物  原明 飲労権器・体育器具 (フェンス・サッカーゴール 飲棒・波具等) ガス 石油・ガスストーブ 灯油等油類	テレビ本体は天吊りのテレビ合に国 定されているか。 テレビ・パンコ等の転落・落下防 エリップを受けているか。 テレビ・パンコ等のを発・落下防 エリップを受ける。 モリンではるか。 を関するを表しているか。 を関するといるが、無関防止対策を表しているか。 を関するといるが、無関防止対策を表しているか。 個の上に置き物を置いているか。 個の上に置き物を置いていないか。 無品の容器等の破損・鬼び出し防止対策を課じているか。 原明器具に変形・底金等の異常に 見当たらないか。 たないが、からこかを不成灯などは見当たらないか。 本体の傾きや取付金具の調査・破 損等は見当たらないか。 元粒は関めてあるか・ガス管性を 気等に正常に作取しているか。 周リに引火物はないか、ダス菌和管機能 関等に上ではないが、ガス菌を 変域に正常に作取しているか。 周リに引火物はないか、ダス菌を 医側、第二に作取しているか。 周リに引火物はないか、海、火毒等 は近に変化であるか。 医側、第二にを は近に変化であるか。 原場に変形であるが、最大を は近に変化であるか。 原場にであるか。 を観響本体を関づいたが、満れ等の異 常は変形で表述されている。 海温・温温となっているか、 周リに引火物はないか。 変数管 はたしているか。 原りに引火物はないか。 変数管 はたに変形であるか。 原場をよりないたが、 海に変形を表面が、 最近を のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助	男化 耐震性 使用方法 耐震性・使用方法 劣化・快速性 鬼被・劣化							A · B · C A · B · C	
キャスター付きのテレビ会等 ビアノ等 棚・ロッカー等 棚の複葉物 素品棚の収納物  原明 放送機器・体育器具 (ブェンストーブ  対ス 石油・ガスストーブ  対油等油類 空間重外機	テレビ本体は天吊りのテレビ合に国 定されているか。 テレビ・バンコン等の転落・落下防 エリップを受けているか。 テレビ・バンコン等のを発・落下防 エリップを受ける。 にしているか。 を関しているか。 を関しているか。 を関しているか。 を関しているか。 を関しているか。 を関しているか。 を関しているか。 電子、裏のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助	男化 耐震性・使用方法 耐震性・使用方法 分化・快速性 危険・劣化							A · B · C A · B · C	
キャスター付きのテレビ合等 ビアノ等 棚・ロッカー等 棚の複数物 素品棚の収納物  順明 放送機器・体育器具 (フェンス・サッカーゴール 飲徒・放長等) ガス 石油・ガスストーブ 灯油等油類 空間 空間 変称 後気 排煙	テレビ本体は天吊りのテレビ合に関 定されているか。 テレビ・バンコ等の転落・落下防 エカブ酸を酸じているか。 テレビ・インコ等のである。 デレビ・イン等に振り・転側防止対策を酸 しているか。 ビアノ等に振り・転側防止対策を酸 しているか。 番の・カーロッカー等は取付金 者のでは、原名等・ロッカー等は取付金 者のでは、原名等・ロッカー等は取付金 を関いているか。 をしているか。 をしているか。 をしているか。 をしているか。 をしているが、 たったが、またが、大変では、 と当たらないか。 ちらつきや不点灯などは見当たらな しているか。 大体は関いたるるか、ガス書体 をしていないか。ガス書体を は見当たらないか。 ために関いてあるか、ガス書体 をしていないか、ガス書体 にでしていないか、ガス書体 にでしていないか、カス書体 には、第一をしていないか、カス書体 には、第一をしていないか、第一を をして、第一をしているか。 周リに引火物はないか、変全被置 が、第一・後出する。 「カードをしているか。」 をしている。 第一をは、第一をは、第一を、第一を、第一を、第一を、第一を、第一を、第一を、第一を、第一を、第一を	日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助	男化 耐震性 使用方法 耐震性・使用方法 劣化・快速性 鬼被・劣化							A · B · C A · B · C	
キャスター付きのテレビ会等 ビアノ等 棚・ロッカー等 棚の複葉物 素品棚の収納物  原明 放送機器・体育器具 (ブェンストーブ  対ス 石油・ガスストーブ  対油等油類 空間重外機	テレビ本体は天吊りのテレビ合に関 定されているか。 テレビ・バンコ等の転落・落下防 アレビ・バンコ等の転落・落下防 アレビ・バンコ等のを発・表下防 アレビ・インター付きの合等の等物・転側防止対策を 関じているか。 香棚・高級市・ロッカー等は取付金 長で整个機能に関連しているが、 番棚・高級市・ロッカー等は取付金 機の上に重量物を促しているが、 個の上に重量物を促しているが、 個の上に重量物を見いているが、 のの、大にないか。 大変をの展常は 思当たらないか。 ちらつきや不点灯などは見当たらないか。 ちらのきや不点灯などは見当たらないか。 大体の傾きや取付金具の腐食・破損等は見当たらないか。 ス体の傾きや取付金具の腐食・破損等は見当たらないか。 ス本体の傾きや取付金具の腐食・破損等に対していないか。ガス署かを 原りに引火物はないか。安全装置 は作動するか、ガス署かを 原りに引火物はないか。安全装置 は作動するが、カス市等に 原りに引火物はないか。カス市等に 原りに引火物はないか。カス市等に 原りに引火物はないか。カス市等に 原りに引火物はないか。カス市等に 原りに引火物はないか。カス市等に 原りに引火物はないか。第一ととは火ル等 原りに引火物はないか、第一ととは火ル等 を発見がはないか。外接を を発見がはないか。大変を装置 はがに重いてあるか。 ・新聞用数値により、禁煙車は含む 水を発見ないるが実施とれているか。 毎年毎月であるか。 毎年毎月であるが、 毎年毎月であるが、 毎年毎月であるが、 毎年毎月であるが、 毎年毎月であるが、 ・新聞用数をはないか。 毎年毎月ではあるか。	日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助	男化 耐震性 使用方法 耐震性・使用方法 劣化・快速性 鬼被・劣化							A · B · C A · B · C	
キャスター付きのテレビ会等 ビアノ等 棚・ロッカー等 棚の複数物 素品棚の収納物  服明 放送機器・体育器具 (ブェンス・サッカーゴール 飲持・波具等) ガス 石油・ガスストーブ 灯油等油類 空間 空間 空間	テレビ本体は天吊りのテレビ合に関 定されているか。 アレビ・バンコン等の転落・落下防 エル対策を競じているか。 アレビ・バンコン等の転落・落下防 エル対策を競じているか。 アレビ・バンボール 関いといるが、明明 たり策を受 しているが、明明 たり策を観じているか。 電響・悪傷防止対策を 電響・悪傷が、事態・取得防止対策を 電響・悪傷が、事態・取得防止対策を をしているか。 明明を対すが、事態を 電響・悪傷が、事態を のを書等の破損、死び出し防 止対策を競じているか。 原明器具に変形・変き等の異常は 見当たらないか。 ちらつきや不点灯などは見当たらない。 大なは関めてあるか、ガスを管はを がにしていないか。ガスを管は 関等には関かてあるか、ガスを管は がにしていないか。ガスを管は 大なに関かてあるか、ガスを管は でに上がいないが、ガスを管は でに上がいないが、ガスを制を がにしているか。 周リに引火物はないか。現りに引火物はないか。東後をは正常に作能しているか。 無傷・薬に生物になるを表が、 、一般に対しているか。 周リに引火物はないか。河火器等 は近くに立るなか。 に対しているか。 第1第2号となっているか。 第2号を表がしているが、 第2号を表が、 第2	日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助日視・作助	男化 耐震性 使用方法 耐震性・使用方法 劣化・快速性 鬼被・劣化							A · B · C A · B · C	
	職務物の主要部材 コンクリート 木造 外標 メンテナンス通路 ブリック等 重複 (数量 模) 重複 (数重数) を (分配性上塗材) 外部 変 (分配性上塗材) 外部 変 (分配性上塗材) 外部 変 (分配性上塗材) ア・ドア シャッター モディ (カローリング) 東・ドア シャッター モディ (カローリング) 東・床・床・床・床・(カロ・床・)	直接性の主要部材	直接機能の主要部材		直接機関の主要部材		最初期所	(金属素が関められる	通数数		

# 10 防災 (避難) 訓練の実施について

(1) 避難経路及び避難場所 ※原則として津波等の場合は上位階とする



### (2) 地域と連携した防災(避難)計画

#### 事前の準備

①学校・行政(市町の防災担当者)・関係機関(消防署・警察署等)・関係団体(自主防災組織・消防団等)等による打ち合わせ会を持つ。

#### 「協議の内容]

- 日 程:保護者や地域住民の参加を促すためには、実施日を休日に設定するのが望ましい。その場合、既存の学校行事や地域の行事に併せて実施するなどの工夫が考えられる。 雨天の場合の対応についても考えておく。
- 内 容:児童生徒・教職員・保護者・地域住民等が一緒に参加できる内容を工夫する。
- 準備・運営:地域の関係団体が主体的に運営に参画できるように工夫する。そのためには、市の防災担当者によるコーディネート・調整が考えられる。また、当日の運営にEARTHの派遣を要請することも考えられる。
- ②保護者への参加の呼び掛けは学校、地域住民への参加の働き掛けは自主防災組織というように、 役割を分担して参加者の募集を行う。
- ③会場の準備は学校、訓練で使用する消火器・資機材・炊き出しに使う材料の準備は自主防災組織というように、役割を分担し協力して準備を行う。
- ④本番の直前、もしくは前日に関係者が学校に集まり、協力して会場設営等を行う。 ※ EARTHの派遣については、校長が各教育事務所に要請する。

#### 地域と連携した訓練の内容例

- ①避難所開設訓練
  - ・避難者誘導(施設の安全点検を行った上で)
  - •避難者受付及び名簿の作成
  - ・避難所が開設された場合の開放区域及び開放の優先順位等の説明
  - ・避難所生活のルールの説明
- ②初期消火訓練(消火器実習・バケツリレー等)
- ③救急法実習(三角巾による応急処置・AEDを用いた心肺蘇生法等)
- ④搬送法実習(簡易担架等)
- ⑤炊き出し訓練
- ⑥災害図上訓練(DIG) ※EARTHの指導により行う。
- ⑦保護者への生徒の引き渡し
- ⑧煙体験・起震車体験(市町消防本部の協力)
- ⑨消防資機材取扱い訓練

# (4) 関係機関への連絡

### ①医療機関連絡先

怪我の種類	医療機関	住所	電話番号	休診日
	加古川中央 市民病院	加古川市加古川本町 439	079-451-5500	取為吐
総合病院	高砂市民病院	高砂市荒井町紙町	079-442-3981	<ul><li>聚急時</li><li>・ 随時</li></ul>
	加古川医療 センター	加古川市神尾神野 203	079-497-7000	以田中寸
	後藤整形外科	加古川市神野町石守381-1	079-426-2880	木曜午後
切り傷・裂傷	つくだ整形外科	高砂市今市2丁目	079-444-5544	
火傷・捻挫 打撲	大北牛尾 クリニック	高砂市中筋1丁目	079-447-1855	木・土曜 午後
	大森整形外科	高砂市曽根町 447-1	079-448-5000	
頭の打撲	順心病院	加古川市別府町別府865-1	079-437-3555	緊急時
與0/打決	たずみ病院	加古川市尾上町口里	079-456-2252	随時
歯が抜けた 折れた	○鹿間歯科医院	高砂市曽根町 2548-5	079-448-5353	水・土曜 午後
10/4/0/2	佐野歯科医院	高砂市曽根町 2386-3	079-448-3311	木曜午後
眼の怪我	○山名眼科医院	高砂市荒井町千鳥 3-7-6	079-442-5855	木・土曜
成の生化	多木眼科医院	高砂市浜田町 2-7-41	079-442-1069	午後
耳・鼻・喉	○小野耳鼻科 医院	高砂市米田町米田 313-5	079-431-3213	木曜午後
の怪我	吉田耳鼻科 クリニック	高砂市荒井町扇町 14-13	079-443-0335	木・土曜
内科的な不調	○鹿岳胃腸内科	高砂市伊保1丁目4-27	079-447-3551	午後
トルイナロン・ストリウリ	はぎはら内科	高砂市阿弥陀1丁目5-28	079-447-3343	
休日当直医	高砂市消防本部		079-448-0119	(代)
の確認			079-448-0150	(直通)

○は、学校医

### ②医療機関搬送時の手順

医療機関へ電話:生徒の状況を説明し、診療受入の確認。保険証提示と

診察料支払いは後日にしてもらう旨を依頼。

保護者に連絡:受診予定先の了解を得る。医療機関までの保護者迎え

を依頼する。

(医師からの診療結果説明は基本的に保護者にしていた

だく。)

到 着 後:受付での保険証券

後:受付での保険証提示と診察料支払いは後日にしてもら

う旨の確認を取り診察を受ける。

 $\downarrow$ 

診 察 後:診察料金を確認し、近いうちに清算処理をしていただ

くよう保護者に連絡。

### ③緊急通報連絡先

機関	電話番号	機関	電話番号
消防署	119	高砂警察署	079-442-0110
警察署	110	高砂消防本部	079-448-0119
		東播磨県民局	079-421-1101
		高砂保健所	079-442-2991
兵庫県庁	078-341-7711	高砂市上下水道部	079-443-9049
兵庫県教育委員会 高	078-362-3775	大阪ガスお客様センター	0120-794-817
校教育課	078-362-4288	関西電力加古川営業所	0800-777-8082
兵庫県教育委員会 総	078-362-3735	ラジオ関西	078-731-4321
務課	078-362-4283	サンテレビ	078-303-3130
高砂市役所	079-442-2101	高砂市社会福祉協議会	079-443-3720
同がハハズバ	FAX: 079-442-2229	同心川江云淮江勋俄云	079-444-4865
エレベーター会社		機械警備の会社	